

平成26年第2回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ番号
議案第58号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第59号	専決処分の承認を求めることについて	4
議案第60号	平成26年度三豊市一般会計補正予算（第1号）	7
議案第61号	三豊市つたじま渡船に関する条例の一部改正について	8
議案第62号	三豊市税条例等の一部改正について	10
議案第63号	三豊市遺児年金条例の一部改正について	17
議案第64号	動産の買入れについて	19
議案第65号	財産の取得について	21
議案第66号	工事請負契約の締結について	23
議案第67号	市道の路線認定について	24
議案第68号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	27

議案第 58 号

専決処分の承認を求めるについて

三豊市税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第21条を次のように改める。

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 59 号

専決処分の承認を求めるについて

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 専決処分書

次に掲げる条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 4 項中「12 万円」を「14 万円」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 24 条の 37 第 1 項」を「第 24 条の 36」に改める。

第 23 条第 1 項中「14 万円」を「16 万円」に、「12 万円」を「14 万円」に改め、同項第 2 号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同項第 3 号中「35 万円」を「45 万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### （適用区分）

第 2 条 改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 60 号

平成 26 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 61 号

三豊市つたじま渡船に関する条例の一部改正について

三豊市つたじま渡船に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 1 号

### 三豊市つたじま渡船に関する条例の一部を改正する条例

三豊市つたじま渡船に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 7 条とし、第 3 条の次に次の 3 条を加える。

#### （使用料の減免）

第 4 条 市長が特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

#### （指定管理者による管理）

第 5 条 市長は、市営渡船の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市営渡船の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に市営渡船の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 市営渡船の維持、管理及び軽易な修繕に関する業務
- (2) 市営渡船の利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

#### （利用料金）

第 6 条 市長は、市営渡船の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、市営渡船の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 3 条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

#### 附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

三豊市税条例等の一部改正について

三豊市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 1 号

### 三豊市税条例等の一部を改正する条例

#### (三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 33 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 14.2」を「100 分の 12.1」に改める。

第 48 条第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8 」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 9」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「1,000 円」を「2,000 円」に改め、同号イ中「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号ウ中「1,600 円」を「2,400 円」に改め、同号エ中「2,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

#### ア 軽自動車

2 輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3,600 円
--------------------	----	---------

3 輪のもの	年額	3,900 円
--------	----	---------

4 輪以上のもの		
----------	--	--

乗用のもの		
営業用	年額	6, 900円
自家用	年額	10, 800円
貨物用のもの		
営業用	年額	3, 800円
自家用	年額	5, 000円
イ 小型特殊自動車		
農耕作業用のもの	年額	2, 400円
その他のもの	年額	5, 900円

第82条第3号中「4, 000円」を「6, 000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震

基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、  
3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 16 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び第 34 条の 3」を「第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 3 第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 22 条から第 23 条までを削る。

附則第 24 条を附則第 22 条とする。

(三豊市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 三豊市税条例の一部を改正する条例（平成 25 年三豊市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第3号中「第7条の4第1項」を「第7条の4」に改め、「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「所得税法の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三豊市税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (2) 第1条中三豊市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 第1条中三豊市税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (4) 第1条中三豊市税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (5) 第1条中三豊市税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの

個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号ア	3, 900 円	3, 100 円
	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円
新条例附則第 16 条の表以外の部分	第 82 条	三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年三豊市条例第●●号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
新条例附則第 16 条の表第 82 条第 2 号アの項	第 82 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア
	3, 900 円	3, 100 円
	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円

議案第 6 3 号

三豊市遺児年金条例の一部改正について

三豊市遺児年金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 1 号

### 三豊市遺児年金条例の一部を改正する条例

三豊市遺児年金条例（平成 18 年三豊市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「毎年 4 月 1 日現在において、1 年以上三豊市」を「市の区域内」に改め、同条第 2 項中「三豊市」を「市の区域内」に改める。

第 6 条第 1 号中「三豊市」を「市の区域内」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、この条例による改正後の三豊市遺児年金条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 64 号

動産の買入れについて

三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり動産を買入れることについて、議会の議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 買入物件   | 三豊市情報システム機器等（別紙のとおり）                               |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 買入価格   | 121,359,600円                                       |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市番町一丁目10番地2<br>株式会社富士通四国インフォテック<br>代表取締役 森 満裕 |

平成26年6月9日提出

三豊市長 横山 忠始

(議案第64号関係)

三豊市情報システム機器

番号	動産の種類	数量
1	ノートパソコン	921
2	サーバ	2
3	複合機	6
4	スイッチングハブ	84
5	ルータ	35
6	その他関連機器	1式

議案第 65 号

財産の取得について

三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

1 財産の種類	土地
2 所在地	別紙のとおり
3 地積	別紙のとおり
4 取得価格	131, 321, 839 円

平成26年6月9日提出

三豊市長 横山 忠始

(議案第 65 号関係)

土地の所在地、地積等

番号	土地の所在	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )
1	三豊市山本町大野字上岡	6番	田	885 33
2	三豊市山本町大野字上岡	7番	田	889 00
3	三豊市山本町大野字上岡	8番	田	113 00
4	三豊市山本町大野字上岡	9番	田	782 00
5	三豊市山本町大野字上岡	10番	田	872 00
6	三豊市山本町大野字上岡	11番 1	田	1,316 00
7	三豊市山本町大野字上岡	12番	田	675 00
8	三豊市山本町大野字上岡	13番	田	754 89
9	三豊市山本町大野字上岡	14番	田	503 00
10	三豊市山本町大野字上岡	15番	田	1,019 64
11	三豊市山本町大野字上岡	16番	田	315 12
12	三豊市山本町大野字上岡	17番	田	1,258 00
13	三豊市山本町大野字上岡	18番	田	515 00
14	三豊市山本町大野字上岡	19番	田	710 90
15	三豊市山本町大野字上岡	20番	田	925 74
16	三豊市山本町大野字上岡	21番	田	711 74
17	三豊市山本町大野字上岡	65番 1	田	317 00
18	三豊市山本町大野字上岡	66番 1	畠	72 00
19	三豊市山本町大野字上岡	67番	田	296 00
20	三豊市山本町大野字上岡	68番	田	1,155 00
21	三豊市山本町大野字上岡	69番	田	1,113 00
22	三豊市山本町大野字上岡	70番	田	476 00
23	三豊市山本町大野字上岡	71番 1	田	741 00
24	三豊市山本町大野字上岡	72番	田	747 00
25	三豊市山本町大野字上岡	73番	田	426 00
26	三豊市山本町大野字上岡	77番 1	田	218 00
27	三豊市山本町大野字上岡	78番 1	田	49 00
28	三豊市山本町大野字上岡	80番 1	田	96 00
29	三豊市山本町大野字上岡	81番	田	241 00
30	三豊市山本町大野字上岡	82番 1	田	241 00
合 計				18,434 36

工事請負契約の締結について

三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

1 工事名	三豊市立三野津中学校屋内運動場改築（建築）I 期工事
2 工事場所	三豊市三野町地内
3 契約の方法	一般競争入札
4 請負金額	429,840,000 円
5 請負業者	香川県三豊市仁尾町仁尾辛 15 番地 1 株式会社菅組 代表取締役社長 菅 徹夫

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 6 7 号

市道の路線認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定することについて、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

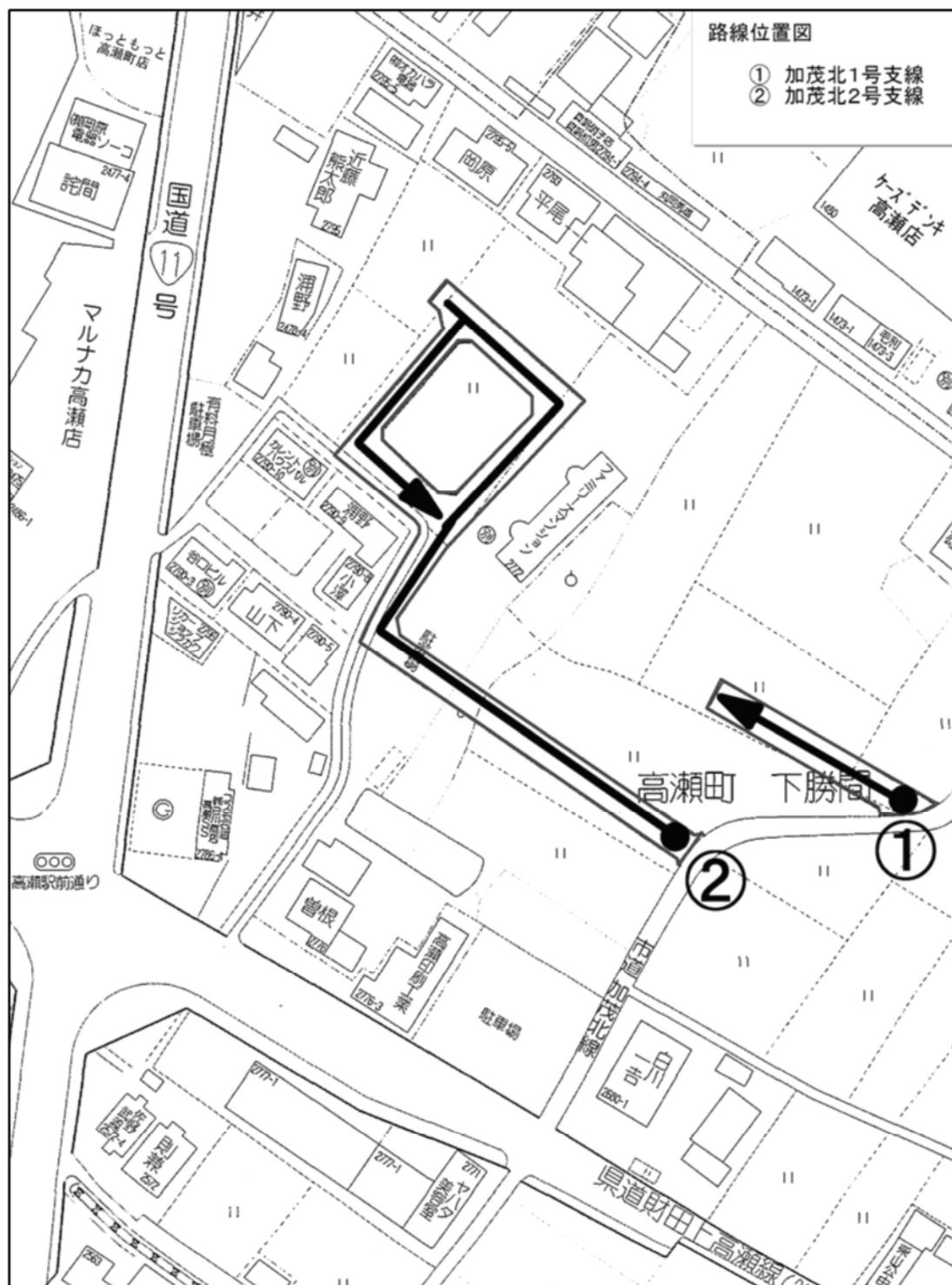
三豊市長 横山 忠始

No.	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
①	加茂北 1 号支線	三豊市高瀬町下勝間字加茂 2762 番 13 地先 三豊市高瀬町下勝間字加茂 2762 番 7 地先	
②	加茂北 2 号支線	三豊市高瀬町下勝間字加茂 2762 番 11 地先 三豊市高瀬町下勝間字加茂 2791 番 1 地先	

(議案第 6 7 号関係)



(議案第 6 7 号関係)



議案第 68 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

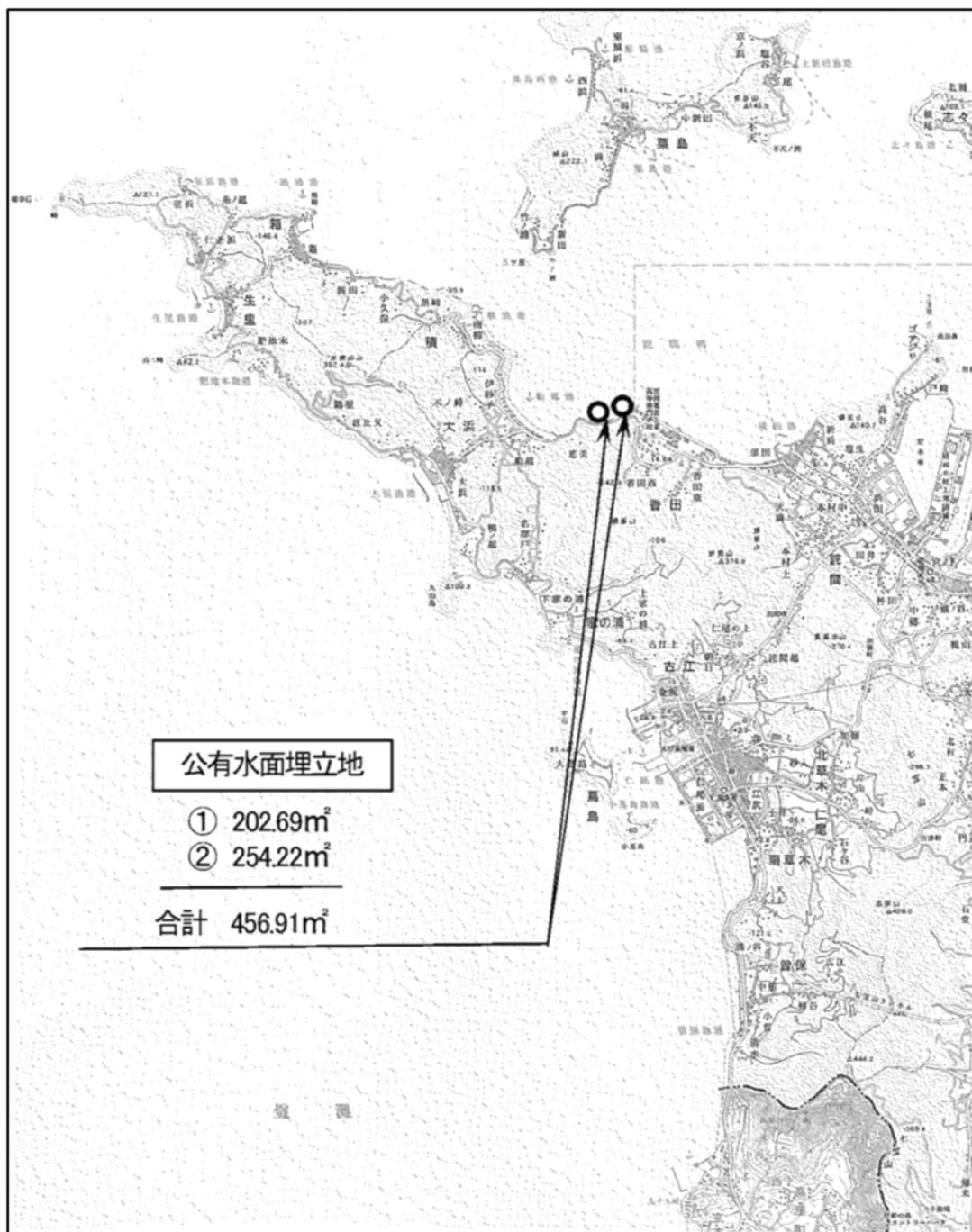
地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次表の左欄に掲げる土地が新たに本市の区域内に生じたことを確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる字の区域に編入するため、議会の議決を求める。

平成 26 年 6 月 9 日提出

三豊市長 横山 忠始

区分	左 欄		右 欄
	位 置	面 積	
①	三豊市詫間町大浜字楠浜 乙 2 番 1、乙 2 番 11 の地 先にある公有水面埋立地	202.69 平方メートル	三豊市詫間町大浜字 楠浜
②	三豊市詫間町香田字西郷 甲 792 番 1 の地先にあ る公有水面埋立地	254.22 平方メートル	三豊市詫間町香田字 西郷

(議案第68号関係)

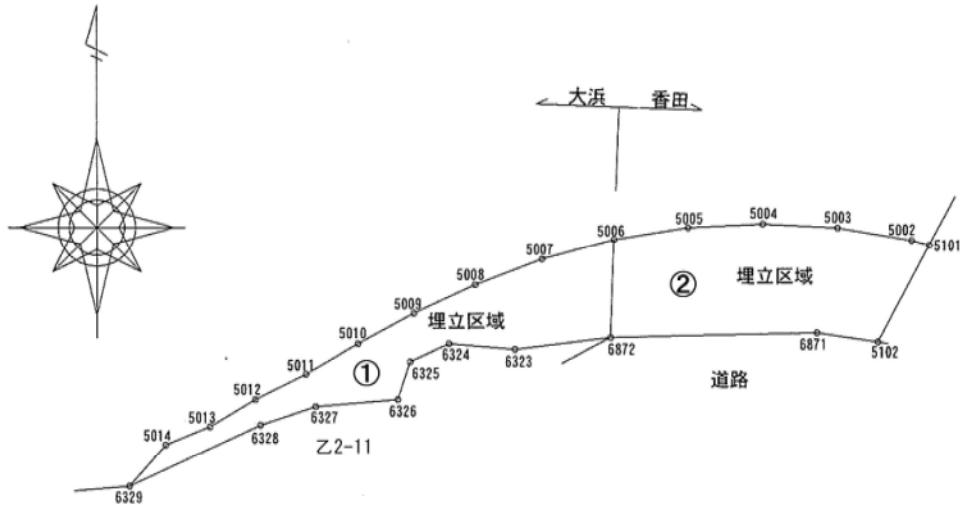


(議案第68号関係)



(議案第68号関係)

## 求積平面図



①

地番		大浜			
No	X	Y	XZ	Y (XZ)	辺長
6329	136971.386	12478.379	1.780	22211.514620	13.06
6328	136976.901	12490.218	7.170	89554.863060	5.25
6327	136978.556	12495.201	2.293	28651.495893	7.46
6326	136979.194	12502.629	4.044	50560.631676	3.58
6325	136982.600	12503.739	5.008	62618.724912	3.87
6324	136984.202	12507.257	1.074	13432.794018	5.94
6323	136983.674	12513.171	0.515	6444.283065	8.72
6872	136984.717	12521.833	9.886	123790.841038	8.85
5006	136993.560	12522.153	7.112	89057.552136	6.74
5007	136991.829	12515.644	-4.034	-50488.107896	6.44
5008	136989.526	12509.626	-4.864	-60846.820864	6.10
5009	136986.955	12504.066	-5.318	-66496.729348	5.76
5010	136984.208	12499.024	-5.477	-68457.154448	5.42
5011	136981.488	12494.331	-4.997	-62434.172207	5.11
5012	136979.211	12489.752	-4.721	-58964.119192	4.77
5013	136976.767	12485.658	-4.090	-51066.341220	4.32
5014	136975.121	12481.668	-5.381	-67163.855508	4.98
		合計		405.399935 m <sup>2</sup>	
		1/2		202.6999675 m <sup>2</sup>	
		地積		202.69 m <sup>2</sup>	

②

住 所		香田			
No	X	Y	XZ	Y (XZ)	辺長
6872	136984.717	12521.833	-8.431	-105571.574023	18.67
6871	136985.120	12540.502	-0.415	-5204.308330	5.57
5102	136984.302	12546.006	7.929	99477.281574	9.91
5101	136993.058	12550.639	9.195	115403.125605	1.64
5002	136993.497	12549.060	1.553	19488.690180	6.78
5003	136994.611	12542.373	1.461	18324.406953	6.78
5004	136994.958	12535.605	0.024	300.854520	6.77
5005	136994.635	12528.839	-1.398	-17515.316922	6.77
5006	136993.560	12522.153	-9.918	-124194.713454	8.85
		合計		508.446103 m <sup>2</sup>	
		1/2		254.2230515 m <sup>2</sup>	
		地積		254.22 m <sup>2</sup>	

## 参考資料

# 平成 26 年第 2 回三豊市議会定例会 提出議案（条例関係） 新旧対照表

	ページ番号
・議案第 58 号関係	32
(三豊市税条例の一部を改正する条例の制定について)	
・議案第 59 号関係	37
(三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	
・議案第 61 号関係	39
(三豊市つたじま渡船に関する条例の一部改正について)	
・議案第 62 号関係	40
(三豊市税条例等の一部改正について)	
・議案第 63 号関係	48
(三豊市遺児年金条例の一部改正について)	

【議案第58号関係】

三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
附 則	<p>附 則</p> <p><u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p>
第6条 削除	<p><u>第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</u></p> <p><u>4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地</u></p>

等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

(削除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」とい

う。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規

(削除)

定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

### (1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

## 2及び3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

### (1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定

優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

**第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。**

(削除)

優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

**第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。**

**2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。**

**第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。**

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

- ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) 略

**第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。**

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

- ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) 略

## 【議案第59号関係】

### 三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) 第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の36</u> に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。 2 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、 <u>16万円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>14万円</u> を超える場合においては、 <u>14万円</u> )の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>45万円</u> を加算した金額を超えない世帯に	(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>14万円</u> とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である者をいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>12万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>12万円</u> とする。 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) 第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号) <u>第24条の37第1項</u> に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。 2 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>14万円</u> を超える場合には、 <u>14万円</u> )並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>12万円</u> を超える場合においては、 <u>12万円</u> )の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>35万円</u> を加算した金額を超えない世帯に

係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。)

係る納稅義務者(前2号に該当する者を除く。)

【議案第61号関係】

三豊市つたじま渡船に関する条例(平成18年三豊市条例第189号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<u>(使用料の減免)</u> <u>第4条 市長が特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</u>	
<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第5条 市長は、市営渡船の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に市営渡船の管理を行わせることができる。</u>	
2 前項の規定により指定管理者に市営渡船の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 市営渡船の維持、管理及び軽易な修繕に関する業務 (2) 市営渡船の利用の許可及び制限に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務	
<u>(利用料金)</u> <u>第6条 市長は、市営渡船の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、市営渡船の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u>	
2 前項の場合において、利用料金は、第3条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。	
3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。	(委任)
第7条 略	第4条 略

## 【議案第62号関係】

### 三豊市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

#### 【第1条関係】三豊市税条例(平成18年三豊市条例第68号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(市民税の納税義務者等)	(市民税の納税義務者等)
第23条 略	第23条 略
2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人</u> (以下この節において「 <u>外国法人</u> 」といふ。)に対するこの節の規定の適用については、 <u>恒久的施設</u> (法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。	2 <u>外国法人</u> に対するこの節の規定の適用については、 <u>その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「<u>令</u>」といふ。)第46条の4に規定する場所をもって</u> その事務所又は事業所とする。
3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「<u>令</u>」といふ。)</u> 第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>金第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u>
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第33条 略	第33条 略
2~4 略	2~4 略
5 <u>法第23条第1項第17号</u> に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。	5 <u>法第23条第1項第16号</u> に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。
6 略	6 略
(法人税割の税率)	(法人税割の税率)
第34条の4 法人税割の税率は、 <u>100分の12.1</u> とする。	第34条の4 法人税割の税率は、 <u>100分の14.2</u> とする。
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
第48条 略	第48条 略
2 法の施行地に <u>本店若しくは</u> 主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、 <u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u> 、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
3・4 略	3・4 略
5 法人税法第74条第1項 <u>又は第144条の6第1項</u> の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法 <u>第144条の8</u> において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法 <u>第144条の8</u> において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。	5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法 <u>第144条</u> において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法 <u>第145条</u> において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

## 6 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

**第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定**によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

## 2 略

**第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について**同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から**第10号の9**までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

**第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として**同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用されることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

**第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。**

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 **2,000円**

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超えて、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超えて、0.8キロワット以下のもの 年額 **2,000円**

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 **2,400円**

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リ

## 6 略

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

**第52条 法人税法第74条第1項の規定**によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るもの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

## 2 略

**第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について**同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から**第10号の7**までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

**第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として**同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用されることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

**第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。**

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 **1,000円**

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超えて、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超えて、0.8キロワット以下のもの 年額 **1,200円**

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 **1,600円**

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リ

ットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2~8 略

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準

ットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2~8 略

適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(軽自動車税の税率の特例)

**第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。**

<b>第82条第2号ア</b>	<b>3,900円</b>	<b>4,600円</b>
	<b>6,900円</b>	<b>8,200円</b>
	<b>10,800円</b>	<b>12,900円</b>
	<b>3,800円</b>	<b>4,500円</b>
	<b>5,000円</b>	<b>6,000円</b>

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

### 第19条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株

## 第16条 削除

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

## 2 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

### 第19条の2 略

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株

式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

### 第19条の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(削除)

式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

### 第19条の3 略

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第3号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

### (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税

の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

(削除)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条 第1項	第35条第1項 項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
同法第31条 第1項		租税特別措置法第31条第1項
附則第17条 の2第3項	第35条の2 まで、第36 条の2、第3 6条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条 の3第1項	租税特別措置法第31条 の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条 第1項	第35条第1項 項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
同法第32条 第1項		租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以

下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失した旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例)

(削除)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条

(個人の市民税の税率の特例等) 第22条 略	<u>の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。</u> (個人の市民税の税率の特例等) 第24条 略
---------------------------	---

【第2条関係】三豊市税条例の一部を改正する条例(平成25年三豊市条例第36号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>略 附則第20条の5を削る。 <u>附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (1)・(2) 略 (3) 附則<u>第7条の4</u>、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置) 第2条 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 2・3 略</p>	<p>略 附則第20条の5を削る。</p> <p>附 則 (施行期日) 第1条 略 (1)・(2) 略 (3) 附則<u>第7条の4第1項</u>、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置) 第2条 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 2・3 略</p>

【議案第63号関係】

三豊市遺児年金条例(平成18年三豊市条例第115号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(定義) 第2条 この条例において「遺児」とは、 <u>市の区域内</u> に住所を有する義務教育終了前の者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	(定義) 第2条 この条例において「遺児」とは、 <u>毎年4月1日現在において、1年以上三豊市</u> に住所を有する義務教育終了前の者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2 この条例において「保護者」とは、 <u>市の区域内</u> に住所を有し、かつ、親権を行う者又は、未成年後見人その他の者で、現に遺児を監護するものをいう。	2 この条例において「保護者」とは、 <u>三豊市</u> に住所を有し、かつ、親権を行う者又は、未成年後見人その他の者で、現に遺児を監護するものをいう。
3 略	3 略
(資格の喪失) 第6条 受給権者又は遺児が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給権者は、年金を受ける資格を失う。	(資格の喪失) 第6条 受給権者又は遺児が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給権者は、年金を受ける資格を失う。
(1) 受給権者又は遺児が <u>市の区域内</u> に住所を有しなくなったとき。	(1) 受給権者又は遺児が <u>三豊市</u> に住所を有しなくなったとき。
(2)～(7) 略	(2)～(7) 略